

第 4 4 9 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 本件審査請求に至る経過

- 1 令和 5年 5月22日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

愛知県の公立学校「県民の日 学校ホリデー」について

- ①名古屋市教育委員会に関係機関からの連絡・通知文書。（連絡・通知等された日時わかるものも含む）
- ②名古屋市教育委員会の対応のわかるもの。
委員会内での対応、各学校への対応について。
- ③実施についての対応についてとりくみ現在の進みぐあいのわかるもの。

- 2 同年 7月 4日、実施機関は、本件公開請求に対して、「県民の日学校ホリデー」（以下「本件事業」という。）チラシについて（依頼）（以下「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- 3 同月10日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

なお、実施機関は、本件公開請求に対し、本件処分の他に、公開決定及び非公開決定を行っているが、本件審査請求は、本件処分を特定して行われたものである。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書の一部を公開しない理由として、次のとおり主張している。

- (1) 条例第 7条第 1項第 5号に該当

当該行政文書には、愛知県職員の個人電子メールアドレスが、記載されており、当該情報は、公にすることにより、業務の遂行に支障をきたすおそれがあるため、該当する部分について非公開とする。

- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張して

いる。

(1) 本件公開請求の対象となる文書の一部には、本件事業のチラシの活用を依頼した愛知県教育委員会職員（以下「県職員」という。）の職務上の個人メールアドレス（以下「本件情報」という。）が含まれており、当該情報は、地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報である。

(2) 本件情報は、愛知県教育委員会の組織に割り振られたメールアドレスではなく、職務上用いるために職員個人に割り振られたメールアドレスであって、一般からの問い合わせ窓口として使用されるものではない。すなわち、職員の意図していないところでこの情報が一般に公になるとすれば、大量の質問や苦情等のメールが職員個人のメールアドレスに送信されるおそれがあり、そうなれば、その都度問い合わせ窓口を案内するなど、本来とは異なる対応を迫られることになるのであって、結果として、職員の職務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断している。

(3) 審査請求人は、大要、「当該メールアドレスは、職務・業務上のアドレスであって、私用のメールアドレスではないから、公開しても支障はない」と主張していると思われる。

本件処分において一部非公開とした情報は、職務上用いるために職員個人に割り振られたメールアドレスであるが、職務上の情報はどんな情報であっても公開されるものではなく、条例に定める非公開事由（職員の職務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ）に該当する部分は非公開とすべきであり、審査請求人の当該主張は認められない。

(4) 審査請求人は、大要、「愛知県教育委員会の担当者の電話番号等は、公開されているから、電子メールアドレスも公開されるべきである」と主張している。

しかし、行政文書に記載されている電話番号及びFAX番号は、既に愛知県教育委員会の公式ウェブサイトで公開されているものである一方、職員の個人メールアドレスは一般に公開されていない連絡先であるため、同列に論じることとはできず、審査請求人の主張は認められない。

(5) 審査請求人は、「支障をきたすおそれとは、何ら具体的事例に基づいた説明等がない以上、処分庁の、憶測にすぎないということである。行政判断、行政処分としては、不当、違法であると言わざるを得ない。」と述べている。

しかしながら、本件処分の理由は、上記に記載のとおりであり、このことは、本件処分に係る決定通知書に記載されている。また、非公開とした

ことの理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する事由が、その記載自体から理解され得るものであれば足るのであって（条例第13条第1項）、条例上、審査請求人の主張するような具体的事例を決定通知書に記載することまでを求めているとは解釈できない。したがって、決定通知書に記載されている行政文書の一部を公開しない理由に不足はなく、不当・違法とはいえない。

第4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び当審査会からの調査への回答で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 「一部を公開しない理由 愛知県職員の個人電子メールアドレスが記載されており」とある。この電子メールアドレスとは、どのような理由で記載されているのか明らかでない。また、なぜ個人メールということなのか理解できない。処分庁は、開示したくないためにあえて個人メールという弁解をしているとしか言いようがない。文書を出した県担当者への連絡用電子メールと推測される。具体的に、処分庁の説明を求めるものである。職務・業務上の電子メールアドレスと推測されるから、個人の電子メールアドレスという説明が理解できない。担当者の電話等は、個人の電話という説明はない。まさか、個人の私有物である携帯電話や、パソコンの電子メールアドレスを職務・業務の連絡用として使用していたとしたら問題である。これはありえないことであるが、もしそうであったとしても、今まで私有物である電子メールアドレスを、公文書の連絡用として放置されているわけがない。

(2) 処分庁が、個人の電子メールアドレスと主張される、根拠が明確でない。個人のものという説明が説明になっていないということであり、公開しない理由とはいえない。

(3) 愛知県教育委員会の担当の電話番号等は、公開されていることからすると、当然電子メールアドレスも公開されるべきである。

(4) 公にすることにより、業務の遂行に支障をきたすおそれがあると処分庁は述べているが、愛知県教育委員会の担当の電話番号等は公開している。公開しても業務に支障をきたすことにならない具体的事例である。

- (5) 支障をきたすというなら、どのような支障をきたすのか、これまでの事例を述べるべきである。おそれがあるということについても、具体的にどのようなことを想定されているのか、これも事例、経験をもとに説明がなされるべきである。
- (6) 支障をきたすおそれとは、何ら具体的事例に基づいた説明等がない以上、処分庁の憶測にすぎないということである。行政判断、行政処分としては、不当、違法であると言わざるを得ない。説明なき本件処分の取り消しを求めるものである。
- (7) 行政と行政の、全体での取り組みに関することであり、やり取り等について一部分といえども「黒塗り」にする理由はないといえる。個人のものの理由が黒塗りの理由とは言えないからである。理由にならない黒塗りは、違法であるということである。
- (8) 市長が、名古屋市は県の植民地ではないということを言われているという報道があり、本件事業に参加しないということを述べられていた。教育委員会から市長への連絡不足だったのか、説明不足だったのかよくわからなかったが、最終的には参加されるということになったようである。本当はなぜ市長が、本件事業に参加しないということを言われたのか、経過等を市民としては知りたいところである。
- (9) 本件公開請求における、本件事業に関しては、市議会で問題になるような事態である。
- あたかも公務員が個人のレベルで、本件事業について、連絡や働きをしていたということなのか理解できない。個人メールでないから、公開できるということである。
- (10) 市長の、県の植民地ではないという発言につながることもなのかもしれないと言わざるを得ない。正直に言うなら、植民地発言は理解できない。本件処分に関して、不明確なこと、理解できないことの入り込む余地はないし、すでに決定してスタートしていることであるがゆえに、公開できない部分はないということである。
- (11) 行政内部に対しても、市民等、行政の外部に対してもすべて明確にされるべきである。本件においては、行政行為における説明責任を果たすことが求められ、明確な説明がなされなければ、職務放棄と言わざるを得ない。

違法、不当な行為である。報道で本件事業に関する市議会のやり取りを見ていたら、市長が、教育委員会から事前に報告を聞いていなかったようなことで、教育長が事前報告に関して不手際があったかのような形で終わったシーンがあった。誰もが理解できる形での説明が求められるということである。私的なことが入る余地はないということである。公開できない理由として、隠す理由（一部公開等）として、個人のもの等のことは、理由にならないということを述べておく。

(12)職務上、個人のものが介入したら、不具合、不利益等、起きた場合の責任はどうするか等、となったことを考えたら、介入した時点で、違法、不適切な職務であるといえる。実際に見てみないと判断できないことであるということである。個人メールということは、職務行為であるメールとするなら、そこに個人メールがあることが問題である。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件情報が、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件事業について

本件事業は、愛知県政 150 周年のレガシーとして、令和 5 年から、11 月 27 日が「あいち県民の日」となったことを契機に、家族と子供と一緒に過ごすことができる環境づくりにつなげるため創設されたものである。地域の自然、歴史、風土、文化、産業等についての理解と関心を深める体験的な学習活動等に、家族などと一緒に参加することで、愛知への愛着と県民としての誇りをもつ契機とすることを目的とし、保護者の有給休暇の取得を促すことも目指している。

4 本件行政文書について

本件行政文書は、本市教育委員会事務局指導部指導室長から名古屋市立学校（園）長宛てに出された令和 5年 4月20日付け事務連絡であり、資料として、愛知県教育委員会事務局長から本市教育長宛てに出された同月11日付け5義教第56号「『県民の日学校ホリデー』チラシについて（依頼）」の写しが添付されている。

また、当該添付資料は、本件事業のチラシの活用を依頼する文書であり、本件事業の担当として、県職員の個人メールアドレス、担当部署、電話番号及びFAX番号等が記載されているものである。なお、当該個人メールアドレスは県の公式ウェブサイト等で一般に向けて公表されている情報ではない。

5 本件情報の条例第 7条第 1項第 5号該当性について

(1) 本号は、本市又は他の地方公共団体等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報は、上記 3及び 4のとおり、本件事業に関する通知に記載されていることから、愛知県が行う事務事業に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件情報を公開すると愛知県の事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて判断する。

ア 県職員個人の電子メールアドレスは、上記 4のとおり、公式ウェブサイト等で一般に向けて公表されている情報ではなく、職務上用いるために個人に割り振られたアドレスであり、本件情報は愛知県と本市の連絡調整のために本件行政文書に記載されたものである。

イ 本件情報が公になると、県職員のもとに職務とは関係のない電子メールやウイルスメール等望まない電子メールが大量に届き、また、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあり、当該職員の行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(4) 以上のことから、本件情報は、条例第 7条第 1項第 5号に該当すると認められる。

6 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については上記 5において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼ

すものではない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5年 7月18日	諮問書の受理
10月24日	弁明書の写しの受理
11月24日	反論意見書の受理
令和 6年10月23日 (第77回第 1小委員会)	調査審議
11月15日 (第78回第 1小委員会)	調査審議
12月20日 (第79回第 1小委員会)	調査審議
令和 7年 1月17日 (第80回第 1小委員会)	調査審議
1月23日	答申

第 7 手続に関する付言

本件処分の妥当性について、当審査会は答申に至る手続として条例第25条第 4項の規定により、審査請求に係る事件に関し必要な調査（以下「本件調査」という。）を、以下のとおり実施した。

- 1 令和 6年12月23日付け「名古屋市情報公開条例第25条第 4項の規定による調査について」と題し、審査請求人に対し、令和 7年 1月10日までの意見書及び資料の提出を求めた。

※審査請求人が、多数の審査請求を行っており、審査が長期化しているところ、迅速かつ効率的な審理・審査を行うため、類似事案を整理した上で、3つの設問を調査項目として、審査請求人の意見書及び資料の提出を求めたものである。

- 2 令和 7年 1月 6日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査の回答として意見書の提出があった。

3 同月17日、審査会は、上記 2の意見書を踏まえ、本件審査請求について改めて調査審議を行い結論をまとめた。

よって、審査会は、本件審査請求に対して審査請求人から申出のあった条例第26条第 1項に定める口頭意見陳述について、意見書の提出により争点に係る審査請求人の主張を述べる機会は十分与えられたものとし、口頭意見陳述の実施は審査会の結論に影響を及ぼすものではないことから条例第26条第 1項ただし書により、その必要がないと判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小川淳、委員 米澤孝充、委員 渡部美由紀